

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01225

研究課題名(和文) 法務と訟務の乖離 - 中世後期イングランドにおける"rape" 民事侵害訴訟 -

研究課題名(英文) Rape suits disguised - what were the husbands' true wish ?

研究代表者

北野 かほる (Kitano, Kaoru)

駒澤大学・付置研究所・研究員

研究者番号：90153105

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：イギリス15世紀初期の王座裁判所記録集(民事編)の相当多数の"rape" 被害を主張する「民事侵害訴訟 civil trespass」には共通する諸特徴があり、そこから、提訴の目的は「妻への性的暴行」に対する損害補填ではなく、「婚姻(継続)適性の喪失主張」 外観上成立していた婚姻関係の解消・不存在の公知が目的だと推測される。

極めて例外的ながら、被告が出廷して「訴えにある期日には当該女性は原告の"妻"であったが、その後の原告被告間の話し合いの結果、和解が成立して、当該女性は現在は被告の"妻"である」と訴答している例がある。ただしこの事案の「夫婦関係」の教会法制上の評価は確認できなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

少なくとも中世後期のイギリス社会の「婚姻」および「婚姻関係解消」をめぐる社会的通念が、従来受容されてきたカトリック教会のテーゼに必ずしも合致するものではなかった可能性と、世俗法による簡明な「婚姻関係解消手続」が成立しえなかった社会的背景のもとで、世俗法の通常の審理手続を緩和する「婚姻関係解消」の方策が、事実として成立していた可能性を示唆した。今後の社会史研究に対するひとつの視点を提供できたと思う。

強固に定着している「婚姻関係解消不能」とりわけ「離別」による再婚の手続的困難性を反証するには個別事例の状況説明が必要でしかも困難だが、少なくとも累計調査結果を、今後なんらかの形で公表したい。

研究成果の概要(英文)：There are so many "rape as civil trespass" cases on the plea rolls of the King's Bench plea side, with the same pattern of the wordings and steps. Considering those, I conclude that the aims of those pleas were not the compensation for the violence against the plaintiff's wife, but to publicise the unfitness to continue marriage, even to close or deny their marital status.

I found few cases in which the defendant argued that at that time she was the plaintiff's wife, but after the reconciliation between them, she is now the wife of the defendant. But I could not certify those "marriages" were formal according to Church Law.

研究分野：中世イギリス法制史

キーワード：15世紀初期イギリス rape 民事侵害 (civil trespass) 婚姻適性喪失 事実上の婚姻解消

1. 研究開始当初の背景

(1) 少なくともカトリック教会制度の浸透・定着後の中世ヨーロッパにおいて、いわゆる「婚姻の秘蹟」の理論の定着が絶対的なものであり、ひとたび神の前に夫婦として認められた一組の男女は、生涯にわたりその関係を脱することがないものとされるとの理解は、欧日を問わず、およそ西洋中世史を研究する者の共通の認識であり続けてきた。所謂「神に結ばれた絆を人が解くことはできない」の理論である。

もちろん、この「神に結ばれた者を人が解くことはできない」という大原則にも、いくつかの例外措置が講じられはした。しかし、事実上ごく少数の社会最上層部構成員たる王侯貴族にのみ可能であった「婚姻無効の教皇特免」取得を別として、当初の夫婦関係を法的に維持しつつ、夫婦関係に付随する基本的義務である「日常生活の共有とりわけ食事と寝所の共有」義務を免除して、在俗でありつつ神に奉仕する生活を認めるいわゆる「卓床離婚」が、一般庶民が手にしうる「既存の婚姻のしがらみからの離脱」の上限であり、既存の夫婦関係を解消し、そのうえで新規の夫婦関係を構築することは許されないことであったという理解が、一貫して、西欧中世における「婚姻」の基本的構成図式であると言える。

(2) 報告者は偶々、中世後期イングランドの中央の王の裁判所である『王座裁判所裁判記録集』の「民事編」を縦覧している際に、“rape”の民事侵害訴訟が相当の頻度で提訴されていること、そこに、ごく少数ながら「当該民事侵害訴訟案件はすでに仲裁により解決済みであり、たしかに、原告が“妻”であると主張する女性は、事案発生時は原告の“妻”であったが、仲裁の結果現在では被告の妻である」との抗弁がみられることに気づいた。

この内容は、上記(1)の、確立した定説ともいべき西欧中世の婚姻観について、少なくとも中世後期イングランド社会に、それとは異なる思考があり、しかもそれが世俗法廷である王の裁判所で開示されていることを示唆するように思われる。

これにヒントを得て、そもそも中世後期イングランドの“rape”民事侵害訴訟とはいかなるものであったか、裁判記録集の事例を網羅的に収集して分析する必要があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 中世イングランドにおける「レイプ関連法規」

少なくとも中世イングランドにおいて“rape”が“rape 被害者”を支配下ないし管理下におく男性の“何らかの”権利の侵害との関係における法的構成を持っていたことは、1275年の「ウェストミンスター第一法」第13条（文言から俗に“rape act”とか“statute of rape”とか呼ばれるが、原法文は当時のフランス語表記なので、ラテン語 rapere でなくフランス語 ravise となっている）において、「未婚の未成年女子」を「当該女性の同意の有無を問わず」陵辱した者、また「既婚婦人ないし成年未婚女子」を「当該女性の意に反して」陵辱した者は、「彼（＝当該女性）を保護する権利を持つ単数の男性）により」訴えられる（事案発生より所定日数経過後もその訴えがない場合には「王が訴追する（おそらく正式起訴による刑事裁判案件となるの意）」と規定されていることから推認できる。より古くからある重罪私訴において認められてきた行為対象女性自身による提訴は想定されていない点が注目に値する。

1375年法の上記法条に関連して注目されるのが、1385年の「ウェストミンスター第二法」第34条の「修道女の修道院からの略取」とともに「既婚婦人の密通相手との駈落」を“rape”(ravise)とする規定および第35条の「被後見人の略取および陵辱 ravise 処罰」である（1378年法も「既婚未婚の女性の陵辱および略取」に触れているが概括的である）。

(2) 実際の裁判記録に出現する“rape”言及訴訟を渉猟して 主要な提訴類型 訴状受理以降の手続過程 を軸に分析して それぞれの趨勢を解明し、そこから、中世後期イングランドにおける“rape”民事侵害訴訟が担った法的機能を明らかにすることが研究目的である。その際、上記(1)との関係で、“rape(ravish)”の後に「婚姻締結・継続適格喪失」の含みを持つと解する余地があることに特に留意して分析する。

3. 研究の方法

(1) 王座裁判所裁判記録集民事編からの“rape”民事侵害訴訟事例の抽出（記録集には目録も事案類型注記もないため、縦覧による網羅的抽出となる）。すべての事例をデータ化して、当事者および事案内容から、当該訴訟の審理経過を析出する。

(2) (1)の結果を、同時期についてある程度調査済みの “rape” 重罪私訴訴訟案件 cases of appeal および “rape” 正式起訴（陪審起訴）cases of indictment と対比して、とりわけ(1)との事例の重複状況を見る。

(3) カトリック教会の裁判における「婚姻」関連事案、とりわけ実質「重婚」に関わると理解される事案を調査して、(1)との関連がある可能性がある事案を探す。

4. 研究成果

[1] 調査状況

(1) 現在までに、上記4(1)(2)について、ヘンリー4世治世(1399-1413)のほとんどを調査し、抽出した件数(記録集記載記事数：事案数ではない)延べ1200ほどになる。

(2) 上記4(3)については、コロナ禍のため十分な現地滞在調査ができなかったこと、およびとりわけイングランド南部カンタベリ大司教区の教会裁判記録が、同大司教区教会裁判所開催地

の特殊性(カンタベリ司教座教会でなくロンドン司教座教会に置かれて、管轄もロンドン司教となる)の故にまとまったかたちで残存していないことによる記録所在そのものの追跡調査の困難*1により、ほとんど実施できないままに終わった。

*1 中世イングランドの教会関係記録とりわけ裁判記録は、厳密な機関として存在したわけでない「教会裁判所」所管記録とし作成保管されるのではなく、理論上の裁判権者である司教座司祭は任命する裁判担当大助祭により執行された裁判関連文書が、当該大助祭任命の初期助祭により作成され、同大助祭を経て当該司教のもとに集積されて、以後彼が保管するかたちを取る。教会裁判制度上の上訴の最終管轄権は大司教にある(イングランドの場合ローマ教皇庁への上訴には王への申請と許可を要した)。

究極の裁判権者である大司教のまさに脚下で教会裁判権行使が行われたヨーク大司教管区の場合、ほとんどすべての大司教が逝去までその座にあったことにより、生前管理下にあった全ての文書がヨーク大司教座に残ることになった。これに対し上記のとおり教会裁判をロンドン司教が担当するカンタベリ大司教管区の場合、裁判記録は、ロンドン司教の転出(他の教会役職への補任=ほとんどが他の司教管区司教職)に伴い、管理する聖職関連記録として持ち去るため、歴代ロンドン司教の在職年と、当該人物の以後の補任=転任歴を辿って、その最終補任地=在職で逝去した司教座を特定して、その上で、その人物が残した文書群のなかから教会裁判記録を抽出調査する必要がある。

当面、宗教改革以後のカンタベリ大主教区・ロンドン主教区記録の大部分が保管されている「ランベス・パレス文書館」の所蔵文書目録を調査したが、中世のロンドン司教区裁判記録はそこには保管されていなかった。

[2] 分析結果

(1) “rape” 民事侵害訴訟

既婚婦人を”rape”し動産(家財)とともに連れ去ったとして「それらの」返還と損害賠償を求める「夫」からの訴えが圧倒的に多い。未婚の娘がこの被害に遭ったとする「父」もしくは「(保護者たる)兄弟」からの訴えはない。

未成年の被後見人(抽出事例ではすべて男児)の略取・陵辱を「後見権保持者」が訴えている事例がそこそこある。ただし延べ数での0.5%程度。訴えの被害に(陵辱による?)婚姻権毀損の損害が加えられる。

(2) その他の、女性に対する暴行・連れ去りに言及する民事侵害訴訟

妻に対する「暴行」を夫婦が連名で訴えている事例が相当数あるが、訴状内容をみると、この「暴行」はおそらく身体への物理的攻撃で、性的陵辱ではないと推測されるので、(1)との対応すなわち「陵辱後略取された人妻が逃げ帰って夫とともに被害を訴え賠償を求める」という民事侵害訴訟類型は「なかった」と判断して良い。

男性である「主人」が連れ去られた(誘拐された abducted)女性の召使いについて訴える民事侵害訴訟も一定数見られるが、この類型の場合、「主人 召使」関係の実態の詳細が不明であるため、「緊密な男女関係の侵害」なのか「労働力の横取り」なのかの判定ができない。しかしここから逆に、婦人の”rape”を訴える要件として、原告と被害者が「婚姻関係にあること」が要件となっていたという法務上の通念が明らかになる。

(3) “rape” 重罪私訴

延べ記録数は全体の1%程度だが、案件数はそれほど多くない。ほとんど全て被害を訴える女性本人が私訴人だが、一見だけ父が私訴人となっているケースがある。審理の展開は様々で、被私訴人が有罪と評決された事案もあれば、重罪私訴事態が誣告であるとの評決により私訴人が責任を問われている事案もある。しかし、私訴人が数回の出廷後出廷懈怠を反復して訴追行為を放棄したと判断されて、以後「王の訴訟」に転換され(正式起訴=陪審起訴による審理と同じ召喚・審理手続になる)民事編記事としては、私訴人の訴追懈怠責任追及の記事が残ることになるケースがかなりある。訴追放棄の理由を伺わせる記事内容は見当たらない。なお、おそらくロンドンの有力手工業者=商人であったと思われる「金細工師 goldsmith」を被告とする重罪私訴につき、本来進行すべき訴追関連手続の指示令状の執行をロンドンのシェリフが「故意に」懈怠ないし大幅遅滞させているとして、法廷がシェリフ宛警告を頻発している事案がある。

(4) “rape” 正式起訴(陪審起訴)

延べ数は全体の1%に満たないが、上記(1)~(3)の記録と異なり、訴追=正式起訴から解決までの期間が短く、かつ当初の審理開始記事に以降の審理過程記事が書き加えられていく記録作形成態がほとんどであるため、事案数そのものは相対的に見て少なくない。ほとんどが被告人出廷から陪審出廷までのそれぞれの召喚手続過程が短く(=出廷懈怠がほとんどない)しかも陪審無罪評決による無罪判決か恩赦状取得提示による放免判決に終わっている。

事実上正式起訴の時点で被告人問責の可能性がほぼないことが見通せる状況で、しかし陪審起訴がある事態は、事実として共同体が看過し得ない事態としての”rape”があったこと、しかしながらその事態は、加害者被害者(ないし被害者の庇護者)間においてすでに何らかのかたちで解決済みであると地元共同体が認識する状態になっていることを示唆すると思われる。

なお、(1) と(4)の調査結果を照合して、当事者およびシェリフ管轄区から、おそらく同一事件であると推定されるものが 800 を越える(1) のうちただ 1 件しかなかったことは、(4) の "rape" 事態と(1) の "rape" 事態との類型的異同を考察する際の重要な要因になると考える。

[3] 考察結果

上記[1][2]から、報告者は、中世後期イングランドにおける「夫による“妻”陵辱・略取申立による略取時奪取・領置動産にかかわる損害賠償請求訴訟」は、遡ること 120~130 年前の「ウェストミンスター第二法」第 34 条に呼応する「既婚女性の密通相手との駈落」を、当該相手方による "rape" として構成する発想に見事に対応していると考えられる。

(1) 事案類型および請求内容

同意の有無は明言されていないが、「必ず」「妻」の身柄と共に動産の奪取が言及され、「それらを現在に至るまで手元に留め置いている」と主張される。この際、列挙される動産が、当時の社会的通念からして「女のもの」ないし「妻のもの」である家財(例：ドアは男もしくは夫のもの、ドアノブは女もしくは妻のもの、寝台寝具一式は男もしくは夫のもの、ベッドカバーは女もしくは妻のもの)に限定されることが注目される。すなわち、事案発生日における身体的交渉にかかわる事実はどうあれ、社会的に「既婚」と捉えられる状態にある女性が、自らの意思でその時点での「夫」のもとを去って別の男のもとに(相手のみならず複数の助力者の協力をも得る場合もある：被告が複数でしかも少なくない事案がある)赴き以後その男のもとに留まる=生活を共にする事態、つまり「事実上の離別を意図して夫方支配下から出る、その時点での妻の行為」が、この類型の民事侵害訴訟の訴訟開始令状が指す「実態」であると考えて良い。

民事侵害訴訟である以上、仮に自認ないし有責陪審評決があっても、夫が獲得できるのは損害賠償金(訴訟経費が加算されることもある)のみである。すなわち、"rape" 民事侵害訴訟は、「同居ほか婚姻に付随する義務の履行を拒否し、夫の家を出て別の男性のもとに赴いて以後生活を共にしている“妻”の身柄を取り戻して“夫婦”としての生活に復帰させる効果」を持たない訴訟開始令状である。

(2) 審理過程

裁判記録集に同一事件として言及がある記事を辿ると、概ね以下の傾向が明らかになる。

記事が出現する回数が、他の類型の訴訟開始令状の審理の場合と比べて、隔絶して多い。

すなわち、比較的長期にわたって審理が続けられる。その際、他の類型の裁判に比べて、被告召喚の第 1 次手続である「勾引令状 *capias*」発令の期間が長い。

同様に、仮に被告人が出廷して否認訴答して陪審審理を求めるといふ、侵害訴訟において最も一般的な状況に至り、以後陪審召喚手続に移行しても、陪審出廷懈怠に対する法廷の姿勢が相当に緩い。すなわち、陪審出廷懈怠の反復に対する出廷強制手続への移行が概して遅い。

以上から、"rape" 民事侵害訴訟令状について、法廷は、被告人出廷についても陪審出廷についても、相当に気長に対応を待つ慣行があったと解される。

(3) 結末(陪審評決もしくは陪審評決+判決言渡)

提訴事案数に比して、裁判記録が手続上の終結に至る比率は極めて低い。

原告は令状受理後、被告は応訴出廷後、必ず指定期日に出廷することを義務づけられ、疾病・衰弱など十分な理由を添えての出廷懈怠でない限り法廷侮辱を問われることになっているが、この類型の侵害訴訟に限らず、中世イングランドの裁判記録には「事実としての途絶」が少なくない(全体として、手続上の終結に至る事案のほうが少ない)。この場合、出廷懈怠者および原告の訴訟進行保証人には、事案の責任ではなく出廷懈怠=法廷侮辱を問責するための召喚令状が発令され続けるが、事実として、出廷率が極めて低い。

以上から、この類型の民事侵害訴訟も、提訴後仮に被告が出廷しても、双方当事者間で何らかの合意による解決があって、法廷での問題解決を必要としない事態ができた可能性はある。これについてさらに、)被告第一訴答で「仲裁により解決済み」が申し立てられているケースがあること(原告が被告訴答を否認する訴答をするため、以後陪審諮問事項は“仲裁の有無”となるが、この被告申立について陪審が出廷して評決した例はない))審理過程において原告もしくは被告が「次期指定期日までの間の法廷外での話し合い=裁判外の和解の許可を求めている少数の例があること(中世イングランドの王の裁判では、この類型の申立は必ず認可された)

)そもそも民事侵害訴訟においては例外的事態であるが、法廷が、法廷の仲介による話し合い=裁判上の和解を勧告している例があること を加味して考察を加えると、"rape" 民事侵害訴訟には、他の民事訴訟類型に比しても、当事者も周辺関係者(陪審員候補者となる程度の地縁がある者まで含む)もさらには法廷も、最終的に勝敗が明確になる陪審評決に基づく判決よりも、時間をかけても当事者間了解による解決をより望ましいと考える傾向が強かったことが推認され

る。

(4) 考察：”rape” 民事侵害訴訟頻発の理由

焦点：当事者間協議による解決が望ましい事案につき、少なくとも原告側が、訴訟開始令状取得・王の中央裁判所まで出向いての提訴・指定期日ごとの、それも他の訴訟類型よりも長期間の出廷（代訴人依頼・費用負担もありうるが原則は本人出廷）という訴訟手続上の負担を負ってまで訴訟提起するケースが、極めて多数発生している（延べ記事数だが、1開廷期あたり最低で8、最大で34、20を下回る開廷期のほうが少ない）。これは原告である夫に「妻に駆け落ちされた＝婚姻生活から逃げられた」ことを法廷に訴え続け、これを裁判記録集に記載させる二ードがあったことを意味する。その理由を考察する必要がある。

考察：「（人妻を）陵辱のうえ連れ去って留置く」事態とは、「（その女性と新たに）性的交渉を含む日常生活を営む」事態であると解される。この事態を「去られた」側である夫が公開の法廷で主張する事態は、当該の夫が、（その）妻との婚姻は破綻していると主張する事態であると解すべきであると考え。換言すればこの夫は、たとえ双方が生存していようと、妻が他の男のもとで暮らしていることによりすでに破綻している婚姻に拘束されたくないという意味を持って、”rape” 民事侵害訴訟令状を取得しこれにより提訴したことになる。

したがってこの場合”rape”は、単なる一回限りの既婚婦人陵辱行為ではなく「（妻の）婚姻継続適性喪失」にあたる事態を出来せしめる行為と理解すべきだろう。

事例数は少数ながら、上記[2](1)の、未成年被後見人の略取・陵辱（実際にはおそらく、後見権者の同意のない婚姻関係締結）もまた”rape”として同じ民事侵害類型の訴訟開始令状で訴えられていることは、”rape”に「既存の婚姻関係継続適格喪失」と並んで「将来の婚姻関係形成適格喪失」をもたらす行為の意味があることを示すものと考えて良い。

(5) 付記

以上の考察から、少なくとも中世後期イングランドには、「事実として破綻している婚姻関係に、それでもなお生涯にわたり拘束される」ことから逃れるための「世俗の裁判制度活用」形態があったと思われるという観察結果が導かれる。

ただし、本研究課題の調査対象である王の裁判所の”rape”民事侵害訴訟の裁判記録からは、この類型の訴訟提起が、関係者（夫・妻・妻の新しい相手）の実際の社会生活にどのような効果を持ったかについての直接の情報を得ることはできない。

令状記載の「陵辱・略取日時」と、提訴開廷期との間に相当な開きがあるなど、それぞれ新たな家庭生活に入っていた（もと）夫なり妻なりが、新たな生活で得た出生子の法的処遇（嫡出扱い）を確保するために、過去の婚姻の解消の確認の「痕跡」を、王の正式記録である裁判所記録集に残すことを目的として、夫の令状取得による妻の相手問責という、世俗裁判制度で可能なぎりぎりの手法を援用したものと解する余地があるように思われる事案もあるが、当事者についての情報が不足しているために、訴えの提起の背後事情を推測するには限界がある。

それ以前に、そもそも、当該訴訟において「夫」「妻」とされている男女が、いつどのようなかたちで「夫婦」と主張する生活を営み始めたのか、婚姻関係開始手続も、開始時期も、婚姻継続期間も、一切わからない。当時、相当の財産がある貴顕家門の子女でもない限り、ほとんどの庶民について、教会にも世俗期間にも、婚姻開始の事情と時期を文字情報に残す慣行はなかった。

ただし、往々にして看過されがちなことではあるが、カトリック教会は、婚姻関係成立と継続について、極めて厳格な理論を堅持してはいたが、これに基づく判定を下すのは当事者ないし関係者に「求められた場合」に限られていたことを、改めて指摘しておきたい。少なくとも中世イングランドでは、当事者および周辺関係者が「それで良い」と考えて受け入れている夫婦関係について、教会が、まったく自発的に「その状態は誤りであるから直ちに法的事態を変更せよ」と介入してくることはなかった。

このことを、上記の調査分析結果と勘案すると、報告者には、中世後期イングランドに、実質的には当事者間了解に基づく婚姻関係解消を、”rape”民事侵害訴訟というかたちで確保する、一種のCommon Law Divorceともいべき手続があり、しかもこれが相当頻繁に援用されていたように思われてならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 北野かほる	4. 巻 20-3
2. 論文標題 中世イギリスの非訟事件記録：15世紀初期リキル家の継承財産設定の場合（1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 北野かほる	4. 巻 20-4
2. 論文標題 中世イギリスの非訟事件記録：15世紀初期リキル家の継承財産設定の場合（2）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 35-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 北野かほる	4. 巻 21-1
2. 論文標題 中世イギリスの非訟事件記録：15世紀初期リキル家の継承財産設定の場合（3）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 北野かほる	4. 巻 21-2
2. 論文標題 中世イギリスの非訟事件記録：15世紀初期リキル家の継承財産設定の場合（4・完）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 北野かほる	4. 巻 24
2. 論文標題 [史料紹介] 中世イングランドの非訟事件記録 イギリス中世手書史料閱讀雜感	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 143-170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 北野かほる
2. 発表標題 「イギリスの " 非訟事件記録 " について イングランド中世後期におけるその利用動向 」
3. 学会等名 法制史学会第73会総会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 北野かほる
2. 発表標題 中世イングランドの非訟事件記録
3. 学会等名 ヨーロッパ中世史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北野かほる
2. 発表標題 人民訴訟裁判所 Court of Common Pleas の非訟事件記録
3. 学会等名 ヨーロッパ中世史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------